

## スリーストライク制度に係る各国の状況

## 韓国

## ＜導入時期＞

2009年4月 著作権法改正により導入（同年7月施行）

## ＜制度の概要＞

## ◎アカウントの停止（韓国著作権法第133条の2第2項）

- ①文化体育観光部長官は、著作権委員会の審議を経て、オンライン・サービス・プロバイダ（OSP）に対し、不法複製物等を複製・伝送する者へ警告を行うよう命令（ただし、文化体育観光部長官は当該OSP及び当該複製・伝送者に対し、事前に意見提出の機会を与えなければならない）。OSPは命令を受けた日から5日以内に、その措置結果を文化体育観光部長官に知らせなければならない。
- ②警告を3回以上うけた複製・伝送者が不法複製物等を伝送した場合、文化体育観光部長官は、著作権委員会の審議を経て、OSPに6カ月以内の期間を決めて当該複製・伝送者のアカウントを停止することを命令（ただし、文化体育観光部長官は当該OSP及び当該複製・伝送者に対し、事前に意見提出の機会を与えなければならない）。
- ③OSPは、アカウント停止の7日前、その事実を当該複製・伝送者に知らせなければならない。また、OSPは、命令を受けた日から10日以内にその措置結果を文化体育観光部長官に知らせなければならない。
- ④命令を履行しないOSPには、1千万ウォン以下の過料が賦課される。

## ◎掲示板サービスの停止（著作権法第133条の2第4項）

- ①文化体育観光部長官は、著作権委員会の審議を経て、OSPに対し、当該OSPの通信網に開設されている掲示板に掲示されている不法複製物等を削除または伝送中断することを命令（ただし、文化体育観光部長官は当該OSP及び当該掲示板運営者に対し、事前に意見提出の機会を与えなければならない）。OSPは命令を受けた日から5日以内に、その措置結果を文化体育観光部長官に知らせなければならない。
- ②警告を3回以上受けた掲示板で、当該掲示板の形態、掲示されている複製物の量や性質を考慮し、当該掲示板が著作権などの利用秩序を深刻に棄損したと判断される場合、文化体育観光部長官は、著作権委員会の審議を経て、OSPに対し6カ月以内の期限を決めて、当該掲示板サービスの全部または一

部停止を命令（ただし、文化体育観光部長官は当該OSP及び当該掲示板運営者に対し、事前に意見提出の機会を与えなければならない）。

- ③OSPは当該掲示板サービスを停止する10日前から、当該掲示板サービスが停止される事実をOSPのホームページ及び当該掲示板に掲示しなければならない。またOSPは命令を受けた日から15日以内に、その措置結果を文化体育観光部長官に伝えなければならない。
- ④命令に従わないOSPには、1千万ウォン以下の過料が賦課される。

◎韓国著作権委員会による是正勧告（韓国著作権法第133条の3）

- ①著作権委員会はOSPの情報通信網を調査して不法複製物等が伝送された事実を見つけた場合、これを審議して、OSPに対し1) 不法複製物等の複製・伝送者に対する警告、2) 不法複製物等の削除、中断命令、3) 繰り返して不法複製物等を伝送した複製・伝送者のアカウント停止を行うよう勧告。
- ②OSPは、①1)、2)については勧告を受けた日から5日以内に、①3)については10日以内に、その措置結果を著作権委員会に知らせなければならない。
- ③OSPが勧告に従わない場合、文化体育観光部長官に対し、上記の命令を出すよう要請できる。

#### <実施状況>

著作権法第133条の2第2項及び第4項に基づき発出された文化体育観光部長官命令の総数は以下の通り（2009年7月23日～2010年3月11日）:

- \*OSPに対し、不法複製物等を複製・伝送する者に対し警告するよう命令：121
- \*OSPに対し、掲示板に掲示されている不法複製物等を削除又は伝送中断するよう命令：38

#### 台湾

##### <導入時期>

2009年4月 著作権法改正により導入（同年5月施行）

##### <制度の概要>

著作権法第90条の4

以下に掲げる規定に該当するインターネット・サービス・プロバイダは、第90条の5から第90条の8の規定（注：各種インターネット・サービス・プロバイダの免責条項）を適用する。

(2) 契約、電子送信、自動探索システムまたはその他の方法により、ユーザに権利侵害事実が3回あった場合、全部または一部のサービスを終了することを告知している。

#### <実施状況>

台湾智慧財産局に確認したところ、インターネット・サービス・プロバイダと利用者間の契約の中で対処することとしているため、権利行使はインターネット・サービス・プロバイダの判断によることとなり、本政策を実施するための行政・司法手続きあるいは行政機関はないとのこと。

同局では、今後、インターネット・サービス・プロバイダと権利者との間で標準的な作業手順を作成する際、ボランティア・ベースで支援したいとのこと。

#### フランス

##### <導入時期>

- |          |  |
|----------|--|
| 2009年6月  | 憲法評議会が、インターネットにおける創作物の普及・保護促進法（HADOPI 1）の一部規定が違憲であるとして棄却 |
| 2009年6月  | 違憲と判断された部分を除いて、HADOPI 1を公布                               |
| 2009年10月 | 憲法評議会が、インターネットにおける文学・芸術著作物の刑事上の保護に関する法律を（HADOPI 2）承認     |
| 2009年11月 | HADOPI 2公布   |
| 2009年12月 | HADOPI 創設とHADOPIメンバーに関する実施政令の発布                          |

##### <制度の概要>

- ①著作権者及びその代理人による告発に対し、HADOPIは当該侵害に関連するIPアドレスを抽出し、その担当インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）にメールを送付。ISPはクレームのあったアクセスを調査し、当該接続サービス加入者に警告メールを送信し、フィルタリングソフトをインストールすることを勧奨。
- ②①から6カ月以内にユーザが義務違反を行った場合、ISPまたはHADOPIが①と同様の警告メールをユーザに送付。この勧告の発出日を確定するため、配達証明で文書を送付することもできる。
- ③ユーザが従わなかった場合、配達証明受領後1年以内に、次の手続き段階に移行する。略式裁判手続きにより、判事は、最長1年間のインターネット・

サービスへのアクセス停止及びすべてのISPによる同様の性質のサービスに関する別の契約に登録することの禁止を命じることができる。サービス停止は、ISPへの契約料金支払いに影響することはない。

#### <実施状況>

本年7月よりHADOP Iの運営が開始する予定。

#### イギリス

##### <導入時期>

2010年4月 デジタル経済法(Digital Economy Act 2010)が国王の承認を受ける。

##### <制度の概要>

- ①著作権侵害報告(CIR)をインターネット・サービス・プロバイダ(ISP)に送付
- ②ISPはCIRを受領後1ヶ月以内に通知を契約者に送付
- ③ISPは、契約者を特定できない形で、契約者ごとにCIRを出された状況を整理したリスト(CIL)を作成。権利者はCILに基づき、裁判所に対し、侵害を行っている契約者の情報開示命令を請求できる。

##### <実施状況>

英国情報通信庁(OFCOM)により、CIRに含むべき証拠の基準、ISPから契約者への通知のフォーマット、ISPと権利者間の費用負担等を規定した”initial obligations code”が承認または作成されるまで効力を持たない。政府は産業界、権利者、消費者間でこの規範が作成されるよう支援しているが、もしそれが不可能であれば、OFCOM自身が作成することになる。大臣は、命令により、ISPに対し、帯域制限や接続サービスの一時停止など技術的義務を課すことができる。ただし、”initial obligations code”が発効してから12ヶ月以内は、いかなる命令もなされない。技術的義務を課す際、大臣は国会にその旨を提案し、両院の承認を得る必要がある。両院の承認を受けた後、OFCOMは技術的義務について規定する”technical obligation code”を作成する。

## ニュージーランド

### <導入の経緯>

- 2008年4月 スリーストライク制について規定する92A条を新設する  
” The Copyright (New Technologies) Amendment Act” 成立
- 2009年7月 修正案の公表
- 2010年2月 92A条を廃止する内容の修正案を国会に提出

### <修正案の概要>

- ①権利者の要請に基づき、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）が、侵害しているIPアドレスのアカウント・ホルダーに1回目の通知（detection notice）を送付。
- ②1回目の通知から3週間以内にさらに侵害が行われた際、1回目の通知以降の侵害すべてを記載した2回目の通知（warning notice）を送付。
- ③2回目の通知から3週間以内に同じ権利者に対する侵害が行われた場合、3回目の通知（enforcement notice）を送付。
- ④3回目の通知から4週間たった後、権利者は15,000ドルを上限とした罰金の賦課を求め、著作権審判所（Copyright Tribunal）に申し立てることができる。権利者は、ISPに対しアカウント・ホルダーのアカウントを、6ヶ月を上限に停止する旨命ずるよう、地方裁判所に申し立てることもできる。

### <実施状況>

2010年4月に第1読会。2010年10月に施行の予定。